人事 院は、 国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)に基づき、 人事院規則

○─一二(職員の留学費用の償還) の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年一月二十九日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則一〇—一二—二五

人事院規則一〇—一二 (職員の留学費用の償還) の一部を改正する人事院規則

人事 院規則一〇—一二(職員の留学費用の償還) の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線

を付した部分のように改める。

第十一条 留学	· ·	(特別職国家	
·費用償還法第五条第一項及び第二		国家公務員等となった者に関する特例	改正後
第十一条 留学費用償還法第五条第一項及び第二		(特別職国家公務員等となった者に関する特例	改正前

項の規定により読み替えて適用する留学費用 償

還法第三条第三 項 \hat{O} 人 事 院 規 処則で定 8 る期間 は

次に掲げる期間とする。

裁 判 所職 員臨時 P. 措置法 (昭和二十六年法律

第二百九十九号) に おい て準用する法 (以 下

潍 甪 国家公務員法」という。 第七 十九条

` 国会職[員法 (昭和二十二年法律第八十五 号

第十三条、 自衛 隊法 (昭和二十九年法律第

百六十五号) 第四十三条若しくは地方公務員

法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第二

十八条第二項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定若 しくは同法第二十 七条

第二 項の規定に基づく条例 \mathcal{O} 規定若しく · は 第

匹 条に規定する法人に使用される者若しくは

> 項の規定により読 み替えて適 用 する留学費用

償

還法第三 一条第三: 項 \mathcal{O} 人事 院 規 則 で定める期 間

は

次に掲げる期間とする。

時措置法 (昭和二十六年法律

裁判所職員臨

第二百九十九号) において準 用す る法 (以 下

準 用国家公務員法」という。 第七 + 九 条

` 国会職員法 (昭和二十二年法律第 八十 五 号

第十三条、 自衛隊法 (昭和二十九年法 律第

百六十五号)第四十三条若しくは地方公務員

法 (昭 和二十五年法律第二百六十一号)第二

十八条第二 項 の規定若しくは 同 法第二十 七 条

第二項 \mathcal{O} 規定に基づく条例 0) 規定若しく は 第

四条に規定する法人に使用される者若しくは

二~六(略)	二~六(略)
イ~ハ (略)	イ〜ハ(略)
	停止の期間
	百三十七号)第三十九条の規定による職務の
よる職務の停止の期間	。)又は裁判官弾劾法(昭和二十二年法律第
二年法律第百三十七号)第三十九条の規定に	めによる休職の期間(次に掲げる期間を除く
期間を除く。)又は裁判官弾劾法(昭和二十	(以下「法人の就業規則等」という。)の定
う。)の定めによる休職の期間(次に掲げる	働協約、就業規則その他これらに準ずるもの
準ずるもの(以下「法人の就業規則等」とい	十八条第一項に規定する国派遣職員に係る労
員に係る労働協約、就業規則その他これらに	する法律(平成十一年法律第百十七号)第七
七号)第七十八条第一項に規定する国派遣職	の活用による公共施設等の整備等の促進に関
の促進に関する法律(平成十一年法律第百十	四十三条の二十九第一項若しくは民間資金等
民間資金等の活用による公共施設等の整備等	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第